

【対象施設一覧】

施設の種類	設置根拠等	設置者	補助率
障害福祉サービス事業所(療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。)	障害者総合支援法第79条第2項	市町村、社会福祉法人等	3/4
障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第3項又は第4項	市町村、社会福祉法人	3/4
居宅介護事業所 重度訪問介護事業所同行援 護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	市町村、社会福祉法人等	3/4
地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条第1項第9号及び第79条第2項	市町村、社会福祉法人等	3/4
福祉ホーム	障害者総合支援法第77条第3項及び第79条第2項	市町村、社会福祉法人等	3/4
補装具製作施設及び視聴覚 障害者情報提供施設	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	市町村、社会福祉法人	3/4
身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	市町村、社会福祉法人	3/4
盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	市町村、社会福祉法人等	3/4
盲人ホーム	昭和37年2月27日社発 第109号厚生労働省社会局 長通知「盲人ホームの運営に ついて」	市(指定都市及び中核市を 除き、特別区を含む。)社会 福祉法人	3/4
市町村障害者生活支援セン ター	平成8年5月10日社援更 第133号厚生省社会・援護局 長通知「市町村障害者生活支 援事業の実施について」	市町村、社会福祉法人	3/4
障害児入所施設	児童福祉法第35条第3項又 は第4項	市町村、社会福祉法人	3/4
児童発達支援センター	児童福祉法第35条第3項又 は第4項	市町村、社会福祉法人等	3/4
児童発達支援事業所及び放 課後等デイサービス事業所	児童福祉法第34条の3第2項	市町村、社会福祉法人等	3/4
居宅訪問型児童発達支援事 業所、保育所等訪問支援事業 所及び障害児相談支援事業	児童福祉法第34条の3第2項	市町村、社会福祉法人等	3/4